

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**次亜塩素酸ナトリウム（ジアエンソサン ナトリウム）という物質を知っていますか。高校の化学の教科書に出てきたと思います。また、キッチンハイターに含まれている物質です。化学式は NaClO と書きます。先日、プール等を管理している会社で労働安全衛生の講演をしました。**

講演の一部を紹介します。（その会社は、スポーツ施設管理、人材派遣、マンション管理など多角的に経営している会社でした。夏場は、プールの管理運営も実施していました。）

プールの衛生管理については、次亜塩素酸ナトリウムが使われていますね。

次亜塩素酸ナトリウムを取り扱うことに対して、御社は、その取扱いについての健康障害及び予防処置そして、作業環境の改善方法等をそこで働く従業員には、指導がされていますか。

指導をしないことによって、労働基準監督署の労働安全衛生部門の監督官から会社に対しては、指導勧告等はされていなかったと思います。

でも、ここでプールを利用する人や作業する従業員たちの健康面や安全面も考えてみてはどうでしょうか。なぜこのようなことを、お話するかといいますと、次亜塩素酸ナトリウムは塩化水素の仲間であります。その塩化水素は、特化則第 3 9 条の別表第 3 の第 3 類の特定化学物質に該当します。（次亜塩素酸ナトリウムは、特定化学物質ではありません。）

専門の方や労働基準監督官の人は特定化学物質のことをとっかぶつといいます。

そして、塩化水素を取り扱うとは、労働安全衛生規則 13 条第 1 項第 2 項に該当する業務となります。一般に、会社は、従業員が特化物を扱うときは、特化物を扱う従業員の中から、労働安全衛生法第 14 条によって、労働局長の免許を受けた者または都道府県の労働局長の登録を受けたものが行う技能講習を受けさせ、作業主任者を選定しなければなりません

また、労安法施行令 1 8 条より作業主任者の氏名等をそこで働く従業員に分かるようにしておかなければなりません。

ではその技能講習の中身について、お話しをしましょう。

講習会は 2 日間をかけて、①健康障害及びその予防処置②保護具に関する知識③関係法令④作業環境の改善方法に関する知識そして、最後にテストを実施します。

これで、皆さんお分かりのように、技能講習を受けると、作業環境の改善や多量にとっかぶつを浴びた場合はどのように対応するかも学ぶのです。ぜひ、「キッチンハイターに含まれている物質だからいいや。」ではなく、前向きに作業主任者の選任等を考えてみてはどうでしょうか。

作業主任者がいることによって、事業の請負のときのアピールにもなると思われれます。